

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
サンキ・ウエルビー訪問看護ステーション吉島	広島市中区光南4丁目5番1号	令和8年10月1日	令和14年9月30日
もみじ訪問看護ステーション	広島市安佐南区中須2丁目19－6虹の会館2階	令和8年9月1日	令和14年8月31日